

1946年8月26日 第3種郵便物認可
2014年5月1日発行（毎月1回1日発行）

SEKAI

岩波書店

2014

May

no.856

世界 5

特集

集団的自衛権を問う

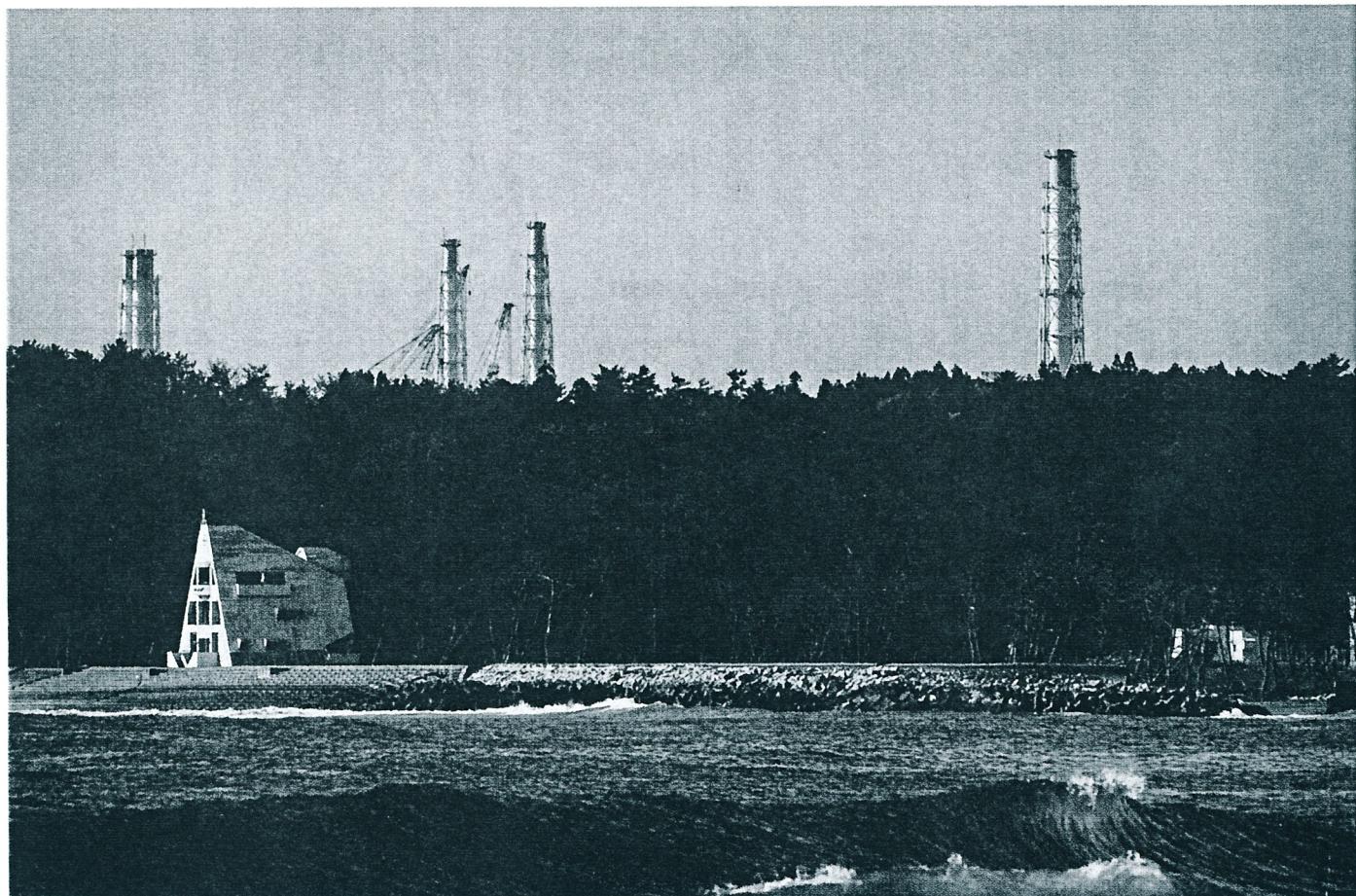
河野洋平 阪田雅裕 村上誠一郎 水島朝穂 屋良朝博 青井未帆 白井 聰

シーモア・ハーシュ サリンは誰のものか？

—シリア内戦とオバマ政権

対談 大陸のただ中、世界の物語を探して

閻連科×リービ英雄



日本は

「ワイマールの

落日」を

繰り返すな



村上誠一郎

むらかみ・せいいちろう 衆議院議員。

自由民主党総務、衆議院政治倫理審査会会長。愛媛二区、連続九期当選。大蔵政務次官、財務副大臣、国務大臣（行政改革・地域再生・構造改革特区担当）、内閣府特命大臣（規制改革・産業再生機構担当）等を歴任。一九五二年生まれ、東京大学法学部卒。著書に『福島原発の眞実——このままでは永遠に収束しない』（東信堂）など。

解釈改憲は法治国家を崩壊させる

立憲主義を崩す前例をつくるな

安倍首相は集団的自衛権の行使容認を、閣議決定での解釈変更によって進めようとしています。今年三月、九年ぶりに開催されたという自民党総務懇談会で、村上先生はこれに反対するとの意見を述べられました。まず、この集団的自衛権をめぐる解釈改憲の問題についてご見解を伺いたいと思います。

村上 安倍さんは国会で「最高の責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもつて、そのうえで選挙で審判を受ける。審判を受けるのは法制局長官ではない」と述べていますが、憲法解釈の最終的な責任の所在はどこにあるのか、という基本的な問題から、安倍さんは考えるべきではないかと思いますね。言うまでもなく、法の解釈の権限は裁判所、すなわち司法にある。行政府でもなければ、立法府でもない。

立法府や行政府がやるべきことは、最高裁から違憲だと判断されないように法をつくり、解釈し、運用していくことです。それが三権分立と立憲主義の基本です。いくら内閣法制局の長官に自分の考えに近い人を任命したところで、この法治国家の基本原則が変わるはずがない。なぜこのような基本的なことを理解できない人が永田町に増えてしまっているのか。

三月一七日の総務懇談会では、論点をわかりやすくするために、自分で作成した資料を配布しました。そこでも記して

おいたのですが、内閣法制局は、内閣の法律顧問として、行政内部から政策を法的に支え、「憲法の番人」として一貫した法解釈を示し、歴代政権もその見識を重んじてきました。法制局は法律的良心に従うべきで、何が政府にとって好都合かという姿勢で、その場しのぎの無節操な態度をとるべきではないのです。

閣議の決定で解釈を変え、それに基づいて自衛隊法を改正するということは、下位の法律によって上位の憲法の解釈を変えるという、絶対にやってはいけない「禁じ手」です。これは誰がどう言おうと認められない。仮にこのような「無理筋」のやりかたで自衛隊法などを変えたとしても、違憲訴訟が続発することになるでしょう。

なぜ私がこの動きに徹底的に反対しているかというと、学生時代に読んだ『ワイマールの落日』という本のことが記憶にあるからです。加瀬俊一さんという戦時中から外交官だった方が書いた本です。ここに書かれていることは、民主的であつたワイマール憲法のもとで、ナチス・ドイツが全権委任法を議会で成立させ、実質的にワイマール憲法を葬り去つていつた歴史です。安倍さんの解釈改憲は、それと同じ愚を繰り返す危険性がある。だから私は反対しているんです。

多くの方は、今回の集団的自衛権の問題を、憲法九条だけの関係で考えていますが、私はこの問題は決してそれだけではないと思う。安倍さんは「憲法は不磨の大典ではない」と

言うけれども、「平和主義」と「基本的人権の尊重」、そして「主権在民」、この三つはアンタッチャブルであり、絶対に変えてはいけない基本原則です。その「平和主義」の核心にかかるわる問題においてすら、閣議決定で解釈が変えられるなどという前例が作られてしまえば、他の分野にまでこの手法は及んでいきます。結果として、憲法の基本原則が機能しなくなってしまう。それは立憲主義が崩れることを意味します。

そのような前例は絶対につくらせてはいけない。政局などとということは一切関係なく、憲法というものの持つ重要性を考えるならば、これ以外の結論など出しうるがありません。

言うまでもなく、内閣はいくらでも変わるものです。内閣が変わるたびに憲法の解釈が変わり、法律が変わるようにになれば、法の安定は根本的に覆され、もはや法治国家と言えなくなってしまう。したがって、この解釈改憲が万が一にも行なわれるならば、天下の自民党がみずから憲政に汚点を残すことになります。

我々には憲法を尊重し遵守する義務があるんです。政治家が守らなければいけないのは、立憲主義であり、三権分立です。安倍さんがやろうとしていることは、その三権分立や立憲主義の基本を無視し、それを壊す危険性を持つていて。だから反対せざるをえない。これは右とか左とかではなく、民主主義や法律をまつとうに学んだ人間であれば誰でもわかるはずです。

きわめて当然のことと言っているにすぎないと私は思っています。その当然が当然のこととして通じなくなり、むしろ異端のものとして扱われるようになれば、もはやファシズムの危機です。

集団的自衛権が日本に必要か

——集団的自衛権の行使容認を求める安倍首相や安保法制懇（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）の人々は、「国際情勢の変化」などを理由にあげています。集団的自衛権の行使を認めるべきだという議論についてはどのようにお考えですか。

村上 まず、憲法改正や解釈変更などと言い出す前に、日本の安全保障や世界の平和への貢献という観点から見て、集団的自衛権の行使容認が必要なことなのかどうか、広い視野に立ってきちんと、緻密に議論をしないといけないと思います。

「国際情勢の変化」と言うけれども、実際に集団的自衛権の行使が必要となるケースがあるというなら、どういうケースなのか具体的に教えていただきたいと私は言っているのです。しかし、誰からも明確に具体例を挙げてもらえない。

安保法制懇で、座長代理の北岡伸一さんが集団的自衛権を行使する「五条件」を出しています。これをチェックしてみると、たとえば第一の条件として「密接な関係にある国が攻撃を受けた場合」とあります。自衛隊が海外で活動できる範

囲は、現行の憲法解釈の枠内でも少しづつ拡げられてきましたが、集団的自衛権の行使を認めるとなれば、その範囲が飛躍的に拡大することになります。その相手は米国だけとは限りません。この範囲について法律で歯止めをかけるというのは、容易なことではありません。結局、時の政権の判断次第ということになりかねません。

北岡さんの挙げる第二の条件は、「放置すれば日本の安全に大きな影響が出る場合」ですが、これは個別的自衛権の範囲内で考えるべき事柄でしょう。第三は「攻撃された国から行使を求める明らかな要請があった場合」。すなわち、アメリカが戦争を起こして日本に協力要請があつた場合には断れないということになります。集団的自衛権を認めてしまえば、本格的な軍事協力や武力行使を求められることになる。それでいいのですか、ということです。

そもそも、憲法九条は戦争放棄と戦力不保持を定めていて、自衛権の発動による武力行使は、わが国への武力攻撃があつた時、他に適当な手段がない場合に、必要最小限度の範囲で認められることとされてきたわけですが、その「必要最小限度」をいくら緩めたところで、わが国への直接攻撃がなければ武力行使はできないのです。

「集団的自衛権」と「特定秘密保護法」、そして「日本版NSC」はワンセットの問題だと私は言つてきました。しかし、いくら「日本版NSC」を作つてみたところで、日本にイン

テリジエンスがない状況が変わるわけではありません。一兆四七〇〇億円の予算と膨大な人員を擁するアメリカのCIAなどとは比べようもない。そのCIAも、イラクが大量破壊兵器を持っているという誤った情報をもたらし、イラク戦争で米英・イラクの双方で多数の犠牲者を出しています。

集団的自衛権の行使を認めることで、インテリジエンスのない日本が、誤った情報をもとにした戦争に加担することとなつたならば、誰が戦場に行くんですか。日本の多くの若者に犠牲者が出てしまうかもしれない。その時、いったい誰が責任を取るのか。そういうことも考慮する必要があるでしょう。

私は松山の駐屯地の部隊がPKOから全員無事に帰ってきた時に迎えに行きましたが、涙が出ました。PKOであっても、一人でも犠牲者が出たら、これは大変なことで、政治家は責任を負わなければいけない。まして何百、何千という若者が犠牲になるかもしれない決定を、憲法論議を回避し、閣議決定で解釈を変更して行なうこととは、日本の将来を担う若い人たちに対しても失礼なことではないでしょうか。人の命の大切さを考えれば、どうしても集団的自衛権の行使が必要だというなら、正々堂々と憲法改正を主張し、徹底的に国民に説明、議論すればいい。そのうえで憲法改正は国民の判断に委ねるしかないと思う。

そもそも、安倍さんは「安全保障」と「防衛」を分けて考

えるべきではないでしょうか。「安全保障」というのは、どれだけ味方を増やし、敵を減らしていくかということが基本で、敵ばかり増やしていくにはどうにもなりません。一方で「防衛」は、相手方を想定して自らの装備や対応を考えなければいけない。しかし、平和主義が憲法の大原則である上に、現在の日本の財政状態は戦費を調達する余裕すらない。

平和外交によつていかに戦争を防止するか、その努力を全力でやらなければいけない時に、安倍さんは集団的自衛権の「行使容認」だとか「武器輸出三原則の撤廃」だとか、相手を逆撫ですることばかりに力を注いでいる。

アベノミクスを成功させたいのであれば、アジア諸国との外交を友好関係にして、経済活動も活発化させていかないといけない。刺激的な振る舞いを繰り返していくは、いくら「オープンマインドだ」と言つても、相手は近寄つてしません。

「歌を忘れた力ナリヤ」になつた国會議員

——昨年の臨時国会で、秘密保護法に對して自民党でただ一人反対された時、「多数決の怖さ」について述べておられましたね。

村上一〇〇人の中で、一人の反対に對して九九人が賛成すれば、それが正しいことであり正義になつてしまふ。たとえ後世から見れば一人の反対意見が正しかつたとしてもです。ワイマールだけに限らず、多数決で正しいことが葬り去られ

た事例は実際にいくらでもあるわけです。そういう怖さを、民主主義の多数決制度は持っている。だから、憲法の大原則にかかるような問題は、よほど慎重な上にも慎重に運ばなければならぬのです。

秘密保護法の時に感じたのは、よく「歌を忘れたカナリヤ」と言いますが、国会議員の多くが、「歌えないカナリヤ」になつてゐるということです。問題点に気づいているけれども主張しないという「歌わないカナリヤ」の人も増えています。秘密保護法のように基本的人権に抵触するような法案を審議するときには、慎重な上にも慎重に審議を進めなければならない。

このようないい議員が増えている理由の一つに、小選挙区制度があることは間違いないと思います。小泉チルドレン、小沢チルドレン・ガールズと、風に頼つて当選していく議員が増え、選挙のたびに大量の一回生議員が誕生しては次の選挙で

消えていくことが繰り返されています。議員としての経験を積むこともできず、議会制度のもとでの議員が持つべき問題意識を学びとることもできない。議員の任期中はただ次の選挙で党の公認を得ることと、比例選出の議員もよりよい順位を得るために執行部の方針に同調してしまう。また、当選回数を重ねた議員も、ポストをちらつかされると「物言えば唇寒し秋の風」となる。政治家がそんなことでいいのか、と思わざるを得ない。

私は小選挙区制度を導入すればこのようになると予想していたので、当初から反対していました。マスコミは小選挙区制の導入を「政治改革」だともてはやし、それに反対する人間を守旧派、抵抗勢力とバッシングしたけれども、もはや小選挙区制の弊害は火を見るよりも明らかでしょう。

「凡人・軍人・変人」と言つた真紀子女史あたりから、吉本興業的な、エキセントリックな人気や知名度をもとに政治

限界につぽん

朝日新聞経済部

—悲鳴をあげる雇用と経済

四六判・並製カバー・240頁 本体1800円(税別)

「追い出し部屋」で、苛酷なノルマ、連日のダメだしによつて退職を迫られる社員たち。その一方で、人切りのあげくに人材を安く買い叩く「超国家企業」。だれも安心して働くことができなくなつたにつぽんの今を描く。

岩波書店

家を判断する傾向が出てきたと思います。

そういうエセ人気が政治に持ち込まれてきたために、秘密保護法や今回の集団的自衛権など、地道に法律論や憲法論の問題として議論しなければいけない時に、腰を据えてまじめに議論のできる政治家が、残念ながら少なくなってしまっています。マスコミ、特にテレビが小泉流のワンフレーズ・ポリティクスを推奨したために、政治家としての本当の資質が何であるかということがわからなくなっています。

右舷に傾きすぎて沈没しかねない

——最後に、自民党と官邸の関係、また最近の自民党の状況などについて、先生のご意見をお聞かせください。

村上 かつて中曾根康弘さんが偉かったのは、官房長官には自分とは価値観の違う後藤田正晴さんを置いたことです。そして後藤田さんは憲法にかかるような問題の時にはきちんとブレーキ役を果たしました。いま、そのようなブレーキ役が党や官邸にいるでしょうか。

安倍さんは価値観の違う人を身近に置くどころか、「お友達」ばかりで周辺をかためてています。内閣のメンバーを見てもライト・ウイングの人が多く、極めつけはNHKの会長・経営委員人事と内閣法制局長官の人事です。自分の意に沿つた人だけを周りに集めています。

自分と同じカラーの人間で周囲をかためるのは、たしかに

一見やりやすいでしょうが、現状はあまりにも右舷に傾きすぎ、右に倒れて沈没してしまいかねない。このような憲政に汚点を残すようなことを、自民党たるもののがやっていていいのか、と思います。

いま政治が喫緊の課題として取り組まなければならないのは、財政や外交、エネルギー政策の立て直しです。それを差し置いて、急がなくてもいい集団的自衛権の行使容認や原子炉輸出、武器輸出の解禁といった、優先順位が必ずしも高くない政策に力を傾けている。これでは、また次の選挙で「倍返し」の厳しい判断を国民から下されることになるのではないかと危惧します。

「ワイマールの落日」と同じ轍を踏むようなことは、歴史から学ぶ者として、また政治家として、断じて認められません。集団的自衛権については、秘密保護法の時のように与党から一人の反対ということにはならないと思います。そう願っていますが、しかし、たとえ一人であっても、かつて斎藤隆夫が軍隊の横暴に議会で声をあげたように、自分の信念を貫こうと思っています。自分が現職の政治家として、ドイツがワイメアール憲法を葬り去った一九三〇年代のような局面に立ち向かうことになるとは思っていませんでしたがね。

——本日はありがとうございました。

(聞き手 本誌編集部・熊谷伸一郎)

ワイマールの落日

ヒトラーが登場する 1918—1934

加瀬俊一



光人社NF文庫